

私たちは  
地域の身近な  
相談相手です

お気軽に  
ご相談ください!



# 民生委員 児童委員 ってなに?



あなたのお近くに  
民生委員児童委員  
はいます

民生委員児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域で常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な助言や援助、また、福祉サービスを適切に利用するための情報の提供等を行っています。民生委員児童委員の中には、児童福祉を専門にする「主任児童委員」がいます。

たとえば、こんなことで困っていたらご相談ください!!



子育てについて

いじめについて

虐待について

“子ども”に関すること



介護保険について

ひとり暮らし  
で不安なことについて

“高齢者”に関すること



外出時の支援  
について

障がい者手帳  
の交付について

“障がい児・者”に関すること



健康について

生活保護について

貸付制度について

“その他生活全般”に関すること

**秘密は守られます! 安心してご相談ください。**

民生委員児童委員は「民生委員法」により守秘義務があります。相談内容や秘密が他に漏れることはありません。

# 民生委員児童委員は地域で こんな役割を担っています

民生委員児童委員  
活動スローガン

広げよう  
地域に根ざした  
思いやり

〇〇さん、最近  
元気がないようですが…  
どうされました？



訪問販売で高い商品を買わされてしまった  
どうしよう

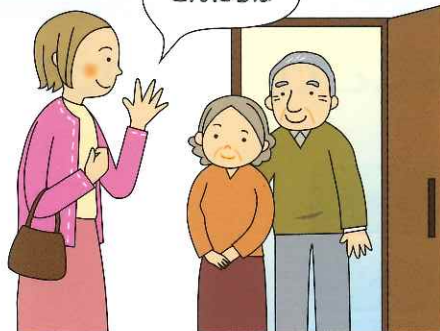
生活上のさまざまな  
相談をうけます

〇〇さんが  
デイサービスを  
利用したいそうです。



福祉サービスの  
情報提供をします

こんにちは



地域をいつも  
見守っています

自然災害などから、  
住民を守る取り組みを  
関係団体と協力して  
進めています。



- 福祉事務所
- 保健所
- 子ども家庭相談センター
- 社会福祉協議会
- 学校・園
- 地域包括支援センター
- 医療関係機関
- 社会福祉施設 など…

関係機関・各団体に  
つながります



その他、地域福祉の  
推進に協力します

※お住まいの地域を担当する民生委員児童委員、主任児童委員がおわかりにならない場合は、最寄りの市町の福祉担当課までお問い合わせください

滋賀県民生委員児童委員協議会連合会

草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内 TEL.077-567-3929